

2014 年度に公布・改定された
重要法令に関わる要点解析

(2015 年 3 月)

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
青島事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

目次

1. 『登録資本登記制度改革方案』	1
2. 『会社登録資本登記管理規定』	3
3. 『外資審査管理業務の改善についての通知』	5
4. 『企業情報公示暫定条例』	7
5. 『外商投資プロジェクト許可及び届出管理弁法』	8
6. 『労務派遣暫定規定』	9
7. 『労働災害保険行政事件の審理に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定』	12
8. 『消費者権益保護法』	15
9. 『環境保護法』	17
10. 『中華人民共和国安全生産法』	19
11. 『中華人民共和国商標法』	21

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)青島事務所が天達共和律師事務所にて作成委託し、2015年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロおよび天達共和律師事務所には、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび天達共和律師事務所がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
進出企業支援・知的財産部
進出企業支援課
※2015年4月1日の組織変更により、部課名
およびメールアドレスが変更となりました。
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・青島事務所
E-mail：PCQ@jetro.go.jp

2014 年度に公布・改定された重要法令に関わる要点解析

本稿は 2014 年度に公布・改定された主な法令内容を整理し、要点解析を試みるものである。公布・改定が 2013 年であったものの、施行が 2014 年であった一部の重要法令についても紹介する。

1. 『登録資本登記制度改革方案』

公布機関：国务院

公布日：2014 年 2 月 7 日

内容 URL：http://www.gov.cn/zwggk/2014-02/18/content_2611545.htm

全面分析：

会社法が 2013 年 12 月に改定され、2014 年 3 月 1 日より施行した。新会社法では、最低資本制度の撤廃、払込資本金の不登記、経営住所登録の緩和、工商局による窓口年度検査の停止、現物出資割合上限規制の廃止など、さまざまな緩和が行われた。これらに関連して「登録資本登記制度改革法案」も 2 月に公布され、会社法の改定に伴う登記管理上の取扱方式が制定されている。これらの法改正は、みな「法規定の内容を緩和させるとともに、市場による会社へ監督機能を強化し、信用社会を築いていく」という新政府の執務方針に沿うものである。

要点 1：出資事項について、定款への反映と市場主体信用情報開示システムへの掲載

改定前の会社法(以下「旧会社法」という)では、会社の最低資本金について、複数の出資者の場合は 3 万元、単独の出資者の場合は 10 万元と規定した。また、会社出資者全体の初回の出資額は登録資本の 20%を下回ってはならず、かつ、法定の登録資本最低限度額を下回ってはならず、その残りの部分は会社設立の日から 2 年以内に全額を払い込まなければならないとされた。また、投

資会社については、5年以内に全額を払い込むことができるという規定もあった。

改定後の会社法は、一部の特殊業種を除き、最低資本金規制を撤廃した。同時に、出資者による資本振込み期限に関わる規定も無くした。本改革方案では、これらの法規制面の緩和とともに、会社による自主開示を強調した。具体的には、会社出資者（発起人）は、自らが払い込みを引き受けた出資額、出資方式及び出資期限等について自主的に約定し、かつ、会社定款に記載しなければならないと定めた。また、会社は、市場主体信用情報公示システムを通じて、社会に対し、出資者が払い込みを引き受ける出資額又は発起人が引き受ける株式、出資方式、出資期限並びに払込状況を公示しなければならないとも規定した。

要点 2：払込資本が工商登記事項でなくなった

旧会社法では、株主は、出資を払い込んだ後に、必ず、法により設立された出資検査機構による出資検査及び証明の発行を経なければならないと定めた。また、株主の初回の出資について、法により設立された出資検査機構による出資検査を経た後に、株主全体が指定する代表又は共同で委託する代理人が、会社登記機関に対し会社登記申請書、会社定款及び出資検査証明等の文書を報告・送付し、設立登記を申請すると規定した。

改定後の会社法では、出資者から資本を振り込んだ後の会計事務所による資本金検査（いわゆる「験資」）手続き、および当該験資報告書の当局への提出について不要とさせ、払込金登録から引受金登録に変更された。当該変更に基づき、本改革方案では、払込資本に係る工商登記を不要とし、過去における「臨時営業許可証」という概念も無くなった。

要点 3：会社年度検査制度から会社年度報告公開制度への転換

これまで会社が毎年、工商行政機関の窓口へ赴き、年度検査に参加しなければならず、かつ会社の会計監査報告書や営業許可証の副本などを工商行政機関に提供しなければならなかった。本改革方案では、会社年度検査制度を会社年度報告公示制度に改めた。つまり、会社は、工商行政機関窓口への資料提

出が不要となり、年度ごとに所定の期間内において、市場主体信用情報公示システムというインターネットシステムを通じて工商行政管理機関に対し年度報告を報告送付するようになった。また、年度報告の内容について、市場主体信用情報公示システムに開示しなければならない、社会的な一般大衆による随時の照会が可能になった。

さらに、検査を経て会社年度報告が真実の状況を隠蔽し、又は虚偽を弄することを発見した場合には、工商行政管理機関は、法により処罰をし、かつ、会社の法定代表者及び責任者等の情報を公安、財政、税関及び税務等の関係部門に通報することができることと規定した。それに、所定の期間どおりに年度報告を公示しない会社に対し、工商行政管理機関は、市場主体信用情報公示システム上において当該会社を経営異常名簿に記載することができる。3年を超えても、なお履行しない場合には、工商行政管理機関は、当該会社を永遠に経営異常名簿に記載するものとし、かつ、重大な違法会社リスト（いわゆる「ブラックリスト」）に組み入れるという罰則も設けられた。

要点 4：住所に関わる登記手続き緩和と監督手続きの強化

従来、設立申請時等に会社住所を登録する場合、同一住所での複数の会社登録はできなかった。本改革方案では、申請者は、場所の適法な使用証明を提出すれば、登記をすることができることと定めた。つまり、今後は同一住所であっても、適法な住所使用証明書をもって申請すれば複数の会社登録が出来るようになった。これに伴い、少額資金で会社設立しようとするベンチャー会社等の容易な会社設立を促すことになるものと思われる。

2. 『会社登録資本登記管理規定』

公布機関：国家工商行政管理総局

公布日：2014年2月20日

内容 URL：

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201402/t20140228_142509.html

全面分析：

前述した会社法の改定および登録資本登記制度改革案の施行による規制緩和に関係するものである。会社の登録資本を中心に、出資資産の形式や出資について満たさなければならない要件などについて詳細規定を設けた。本法令の発布により、2005年12月27日に公布した『会社登録資本登記管理規定』（国家工商行政管理総局令[2005]第22号）が廃止された。

要点1：出資に用いることのできない「現物」の明記

管理規定では、「株主又は発起人は、貨幣を用いて出資することができ、また、現物、知的財産権及び土地権利等の、貨幣を用いて価額を評価することができ、かつ、法により譲渡することができる非貨幣財産を用いて価額を決定して出資することもできる。株主又は発起人は、労務、信用、自然人の氏名、のれん、フランチャイズ経営権又は担保が設定された財産等をもって価額を決定して出資してはならない。」と定めた。①貨幣を用いて価額を評価することができる、かつ②法により譲渡することができるという二つの要件が、現物出資を行う際の必須要件となった。

要点2：持分権出資と債権出資の許容

管理規定では、持分権または債権を以って出資することに関わる規定を設けた。管理規定の公布により、2009年1月14日に公布した『持分出資登記管理弁法』および2011年11月23日に公布した『会社債権株式化登記管理弁法』が同時に廃止された。両弁法の主な内容が本通達に含まれたが、「持分/債権とその他非貨幣財産の合計出資額が投資先会社の登録資本の70%を上回ってはならない」という制限が取り消された。

(1)持分権による出資の要件

出資持分をもって出資する場合には、当該出資持分は、権利帰属が明確であり、権能が完全であり、かつ、法により譲渡することができなければならない。

次に掲げる事由のある出資持分は、これを出資として用いてはならない。

- ①既に質権が設けられているとき。
- ②出資持分所在の会社の定款により、譲渡してはならないという旨が既に約定されているとき。
- ③法律、行政法規又は国务院の決定によって、出資持分所在会社の株主による出資持分譲渡につき報告して認可を得るべき旨が定められているのに、認可を経していないとき。
- ④法律、行政法規又は国务院の決定の規定により譲渡してはならないその他の事由。

(2)債権による出資の要件

会社出資持分に転換する債権は、次に掲げる事由の1つに合致しなければならない。

- ①債権者が既に債権に対応する契約義務を履行し、しかも、法律、行政法規、国务院の決定又は会社定款の禁止性規定に違反していないこと。
- ②発効した人民法院の裁判又は仲裁機構の判断による確認を経ていること。
- ③会社の破産更生又は和解の期間において、人民法院の認可を経た更生計画又は裁定によって承諾された和解合意に組み入れられていること。

3. 『外資審査管理業務の改善についての通知』

公布機関：商務部外国投資管理司

公布日：2014年6月17日

内容 URL：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201406/20140600637866.shtml>

全面分析：

会社法に伴う一連の規制緩和のなか、外資に関わる審査管理業務の緩和に

ついて専門的に公布された法令である。初回および現金出資比率、出資期限に対する制限の撤廃や会社の最低登録資本金の制限の撤廃、会社の登録資本金の払い込み状況の審査の撤廃など、会社法および登録資本登記制度改革方案の規定を踏襲したともに、資本振込み後の報告制度を新設した。

要点：資本振込み後の報告制度の新設

本通知によると、出資者による実際出資後に、会社は、「会社法」、「中外合資経営企業法実施条例」及び「中外合作経営企業法実施細則」等の法律法規の要求に従い、出資者に対して、出資証明書を発行した後、30日以内に公章を押印した出資証明書の副本の写しを所在地の商務主管部門に報告し、かつ、出資内容と関連する証明資料を提供しなければならないとされた。この報告制度は新設した制度で、外商投資企業として留意する必要がある。

そして、関連資料を届ける際の内容について、本通知では次のとおり規定した。

出資証明資料には、主として次の形式含む（ただし、これらに限らない。）。

- (1) 投資者が現金又はクロスボーダー人民元によって出資を行う場合には、企業は、銀行口座振り込み証明（又は同等の証明効力を有する文書）及び電文を提出する必要がある。
- (2) 現物出資する場合には、現物移転及び検収証明、価額決定の根拠並びに権利帰属証明等の資料を提出する必要がある。
- (3) 無形資産による出資の場合には、状況に応じ特許証書、特許登記簿及び商標登録証等、無形資産の出資と関連する譲渡契約並びに評価報告及び資産価値に対する投資各当事者の確認文書等を提出する必要がある。
- (4) 国内人民元による投資の場合には、利益源泉企業の設立認可証書、利益発生した年度の財務諸表及び利益分配に係る董事会決議書、清算所得源泉企業の清算報告書又は出資持分譲渡所得企業の認可文書、出資持分譲渡に関する董事会決議を提出する必要がある。

4. 『企業情報公示暫定条例』

公布機関：国務院

公布日：2014年8月7日

内容 URL：

http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/zjyw/xxb/201408/t20140824_147840.htm
1

全面分析：

法規定の内容を緩和させるとともに、情報開示を通して市場による会社へ監督を強化し、信用社会を築いていくという新政府の執務方針を反映した重要な法令である。企業の基本情報、違法行為をインターネットウェブサイトに掲載し、社会的な監督と照会を受ける必要がある。当該規定をもって、①政府自身の業務負担の軽減、②信用社会の構築、③企業側による法令遵守を促す狙いだと思われる。当該条例は、企業運営にとって重要度が高く、実務操作に対する理解が必要であるのみならず、施行後に、軽微な法令違反事項でも、当該システムを通して社会的に公示される可能性があるため、企業の信用度に対する影響は無視できない。

要点1：情報公示の内容と方法

政府部門	工商局	登録登記、届出情報 / 動産抵当の登記情報 / 持分質権設定の登記情報 / 行政処罰情報など
	その他の部門	行政許可の付与、変更、継続情報 / 行政処罰情報
企業自身	定期公示 (毎年1月1日から6月30日。前年度の年度報告書に記載し工商局に送付) 送付した情報の中、必ず社会に公示しなければならない内容(誰でも調べられる)	① 企業の連絡住所、郵便番号、連絡電話(番号)、電子メールアドレス等の情報 ② 企業の開業、廃業、清算等の存続状態の情報 ③ 企業による他企業への投資設立、持分購入の情報 ④ 企業が有限責任会社又は株式会社である場合、その株主又は発起人が引き受け及び払い込みをした出資額、出資時期、出資方式等の情報 ⑤ 有限責任会社の株主持分譲渡等の持分変更情報 ⑥ 企業ウェブサイト及びオンライン経営に従事するインターネットショップの名称、インターネットアドレス等の情報
	送付した情報の中、社会に公示するかどうかを企業が決める内容	企業の従業員数、資産総額、負債総額、对外提供している保証・担保、所有者権益の合計、営業総収入、主要業務の収入、利潤総額、純利益、納税総額等の情報
	不特定公示 (発生日から20営業日以内に企業信用情報公示システムを通じて公示)	①有限責任会社の株主又は株式会社の発起人が引き受け及び払い込みをした出資額、出資時期、出資方式等の情報 ② 有限責任会社の株主持分譲渡等の持分変更情報 ③ 行政許可の取得、変更、更新情報 ④ 知的財産権の質権設定の登記情報 ⑤ 行政処罰を受けた情報

要点 2 : 罰則の強化

本条例では、公示情報の抜取検査、一定の要件を満たす企業の経営異常リストないしは重大な違法企業リスト(ブラックリスト)への記載、リストに記載された企業についての政府調達等における制限や参入禁止、また重大な違法企業リストに記入された企業の法定代表者、責任者に対する制限等についても、規定されている。

①企業が本条例所定の期限どおりに年度報告を公示せず、又は工商行政管理部門が命じた期限どおりに関係する企業情報を公示しない場合、又は②企業公示情報について真実の状況を隠蔽し、又は虚偽を弄した場合、工商行政管理部門が a.経営異常名簿に組み入れ、企業信用情報公示システムを通じて社会に対し公示することができ、b.3年を経過しても本条例の規定どおりに公示義務を履行しない場合には、重大違法企業リストに組み入れ、かつ、企業信用情報公示システムを通じて社会に対し公示できるとされている。そして、重大違法企業リストに組み入れられた企業の法定代表者および責任者は、3年内はその他の企業の法定代表者および責任者に務めてはならない。

5. 『外商投資プロジェクト許可及び届出管理弁法』

公布機関：国家發展和改革委員会

公布日：2014年5月17日

内容 URL：

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201405/t20140520_612252.html

全面分析：

2013年12月に、「政府が認可する投資プロジェクト目録」が改訂され、外商投資プロジェクトにおける政府の認可項目に変更が生じた。本弁法は「政府が認可する投資プロジェクト目録」の内容を踏まえ、外商投資プロジェクトにおける認可レベルおよび届出の権限機関、手続き等の詳細を定めた。日系企業は、本弁法を参照の上で、認可または届出のいずれが必要か、また申告報告

の内容、添付資料等を確認する必要がある。

要点：具体的な認可機関

奨励類プロジェクト	制限類プロジェクト	認可部門
「外商投資産業指導目録」において中国側の持分支配(相対的持分支配を含む)が要求される総投資額(増資を含む)が3億米ドル以上のプロジェクト	「外商投資産業指導目録」において中国側の持分支配(相対的持分支配を含む)が要求される総投資額(増資を含む)が5,000万米ドル以上(不動産を含まない)	国家発展改革委員会
—	総投資額(増資を含む)が5,000万米ドルを下回るプロジェクト及び不動産開発プロジェクト	省級発展改革委員会
「外商投資産業指導目録」において中国側の持分支配(相対的持分支配を含む)が要求される総投資額(増資を含む)が3億米ドルを下回るプロジェクト	—	市級発展改革委員会

前記基準に照らして、認可プロジェクトに該当しない外商投資プロジェクトは、地方政府の投資主管部門を通して届出を行えば良いとされている。届出の手続きは、会社が、プロジェクト及び投資側の基本状況等の情報を提出し、合わせて中外投資各当事者の企業登録証明資料、投資意向書及び増資、合併・買収プロジェクトの会社董事会決議等その他の関連資料を添付するとされた。

6. 『労務派遣暫定規定』

公布機関：人力資源和社会保障部

公布日：2014年1月26日

内容 URL：

http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201401/t20140126_123297.htm

全面分析：

2012年12月28日に「労働契約法」が改正され、2013年7月より施行されている。その主な改正内容は労務派遣に関するものであるが、詳細についての実施細則等の公布が待たれていた。2014年1月に公布した本暫定規定は実質、労働契約法における労務派遣部分の実施細則という位置づけになり、日系企業として注意する必要がある。

要点 1：派遣労働者総量規制の割合と計算方法の明確化

労働契約法では、労働者使用単位（派遣先）は、労務派遣によって労働者を使用できる人数を厳格に管理しなければならないと、使用できる被派遣労働者の割合は国務院の労働行政部門によってこれを定めると規定した。

暫定規定では、労働者派遣先の企業が使用できる派遣労働者の人数について、その労働者使用総量の 10%を超えてはならないと定めた。そして、「労働者使用総量」とは、「派遣先が労働契約を締結する人数と、使用する被派遣労働者の人数との合算人数である」と定義した。

これまで派遣労働者の使用総量が 10%を超えた企業について、暫定規定では、①派遣先企業が労働者使用調整方案を制定し、2016 年 2 月末までに 10%まで引き下げなければならないこと、②制定した労働者使用調整方案について、所在地の人的資源社会保障行政部門に報告して届出をしなければならないこと、③使用者は、派遣労働者の数を 10%まで引き下げない間は、新たに被派遣労働者を使用してはならないことという 3 点が強調された。

そして、外国企業駐在員事務所の場合、国務院の法令によって、従業員全員を労務派遣の方式で雇用しなければならない状況になっているため、総量規定の適用対象外であると暫定規定が定めた。

要点 2：補助的職位の確定手続きの明確化

労働契約法では「労務派遣による労働者使用は、補充の形式で、臨時的、補助的または代替的な業務職位においてのみ実施することができる」と定めた。そして、①臨時的な業務職位は、存続時間が 6 カ月を超えない職位、②補助的な職位は主要業務の職位のためサービスを提供する非主要業務の職位、③代替的な業務職位は、労働者使用単位の労働者が生産から離脱した研修及び休暇などの原因によって業務に遂行することができない一定の期間内において、その他の労働者が業務を代替することのできる職位と定義した。一方、補助的な職位を確定する場合、「非主要業務の職位」に該当するか否かがポイントになるが、労働契約法では具体的な定め方について規定はなかった。この問題をクリアするために、暫定規定では、「使用者は、被派遣労働者を使用する補助的職

位を決定する場合には、従業員代表大会又は従業員全体による討論を経て、方案及び意見を提出し、労働組合又は従業員代表と平等に協議して確定し、かつ、労働者使用単位内において公示しなければならない。」と定めた。

要点 3：労災の場合の責任負担の明確化

これまで、法令上では派遣労働者が労災を受けた際の申請義務者および責任分担について若干不明確な部分があった。暫定規定では、「派遣労働者が派遣先において業務によって事故傷害を受けた場合には、派遣元は法により労働災害認定を申請しなければならない、派遣先は労働災害認定に係る調査・事実確認業務に協力しなければならない。」と定めた。そして、労災発生する際の責任分担について、「派遣元は、労働災害保険責任を引き受ける。ただし、労働者使用単位と補償弁法を約定することができる。」と規定した。

要点 4：他地域への労務派遣の場合の社会保険の納付方式の明確化

暫定規定では、社会保険法の施行にあわして、派遣元が地域を跨いで労務派遣を行う場合、派遣労働者の社会保険の納付方式や納付基準について定めを設けた。具体的には、派遣元が派遣先の所在地において派遣労働者のため社会保険に加入し、労働者使用単位の所在地の規定に従い社会保険料を納付しなければならない、被派遣労働者は国の規定に従い社会保険待遇を享受すると規定した。実務上では、派遣元が派遣先の所在地において、支店を設けなければ、社会保険の納付申請が派遣先所在地の社会保険取り扱い行政機関に受理されない問題に対して、①暫定規定では派遣元が派遣先の所在地において分支機構（支店）を設立する場合には、分支機構が派遣労働者のため保険加入手続をし、社会保険料を納付し、②分支機構を設けていない場合には、派遣先が派遣元を代理して被派遣労働者のため保険加入手続をし、社会保険料を納付すると規定した。

7. 『労働災害保険行政事件の審理に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定』

公布機関：最高人民法院

公布日：2014年6月18日

内容 URL：

http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=460237

全面分析

労災認定基準など、実務上での取り扱いが統一されていない事項に対して、本司法解釈の公布によって、統一した見解を打ち出した。本司法解釈の内容を理解し、労災発生を回避するために、従業員による通勤ルート、通勤手段の報告制度などを含め、社内規定の明確化が望まれる。

要点1：「業務による外出期間中」への認定基準についての明確化

労災保険条例では、「業務による外出期間において、業務上の原因により傷害を受け、又は事故が発生し行方不明であるとき、労働災害であると認定しなければならない。」と定めた。本司法解釈では「業務による外出期間」の認定について、次のとおり規定した。

『社会保険行政部門が次に掲げる事由を「業務による外出期間」であると認定する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

- (1)従業員が会社の指名・派遣を受け、又は業務上の必要により業務場所以外において業務職責と関係する活動に従事する期間
- (2)従業員が雇用単位の指名・派遣を受け外出して学習し、又は会議に出席する期間
- (3)従業員の業務上の必要によるその他の外出活動期間』

従って、出張期間中の業務終了後に受けた傷害は、「業務職責と関係する活

動に従事する期間」に該当しないため、通常認定されないし、会社の手配された外部研修に参加した際に、受けた傷害は労災として認定されると思われる。

要点 2：「出退勤の途中」への一部の認定基準についての明確化

労災保険条例では、「出退勤の途中において、本人に主たる責任のない交通事故又は都市軌道交通、旅客運送フェリー若しくは列車事故の傷害を受けたとき、労働災害であると認定しなければならない」と定めた。「出退勤の途中」について、本司法解釈では、次のとおり規定した。

『社会保険行政部門が次に掲げる事由を「出退勤の途中」とであると認定する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

- (1)合理的な時間内に業務場所と住所地、経常居住地又は会社の宿舍と往復する合理的なルートにおける出退勤の途中
- (2)合理的な時間内に業務場所と配偶者、父母又は子女の居住地と往復する合理的なルートにおける出退勤の途中
- (3)日常業務及び生活に必要なものに属する活動に従事し、かつ、合理的な時間及び合理的なルートにおける出退勤の途中
- (4)合理的な時間内のその他の合理的な路線における出退勤の途中』

労災の認定には、①合理的な時間と②合理的なルートという二つの基準が重要である。そして、②合理的なルートの認定には、1)出発場所と到着場所、2)経由地という二つのポイントを抑える必要がある。今般の司法解釈は、列举方式を通して、②-1)について明確に規定した。

要点 3：社会保険センターによる先行賠償義務の設定

社会保険法では、「第三者の原因により労働災害がもたらされた場合において、第三者が労働災害医療費用を支払わず、又は第三者を確定するすべがないときは、労働災害保険基金が先行して支払う。労働災害保険基金は、先行して支払った後に、第三者に対し求償する権利を有する。」と定めた。当該規定

に基づけば、社会保険センター側が、①第三者が労働災害医療費用を支払わない場合、または②第三者を確定するすべがない場合のみにおいて、先行賠償義務を履行する必要があると分かる。実務上では、社会保険センター側として、被害者が加害者に対する民事訴訟の提起および勝訴後の一定期間における強制執行の不能を、「第三者が労働災害医療費用を支払わない」という要件を認定する際の必須条件としているケースが見受けられる。さらに、民事訴訟を規定する期間中に、社会保険センターが先行賠償義務を履行しないというやり方も一部の地域で採用されている。

このようなやり方では、被害者の権益保護に不利で、立法の本旨にも反するという社会的な意見がある。この問題に対処するために、本司法解釈では、次のとおりに定めた。

- (1) 「第三者が労働災害医療費用を支払わない」という要件の認定と、民事訴訟提起の有無と無関係とさせた。

具体的には「従業員が第三者の原因に起因して傷害を受け、社会保険行政部門が既に労働災害認定をした場合において、従業員又はその近親者が第三者に対し民事訴訟を提起せず、又は民事賠償を取得せず、社会保険取扱機構に対し労働災害保険待遇を支払うよう要求する旨を申し立てるときは、人民法院は、これを支持しなければならない。」と定めた。

- (2) 「民事訴訟提起中」においても、社会保険センターに先行賠償義務がある。

具体的には、「従業員が第三者の原因に起因して労働災害をもたらされ、従業員又はその近親者が既に第三者に対し民事訴訟を提起していることを理由として、社会保険取扱機構が労働災害保険待遇の支払いを拒絶する場合には、人民法院は、これを支持しない。」と定めた。ただし、仮に、民事訴訟の提起を通して、第三者から賠償金を受けられた場合、社会保険センターからの賠償義務が免除されることになり（本司法解釈）、社会保険センターから賠償を受けられた時点で、第三者への求償権が自然的に社会保険センター側に移行される（社会保険法）という理解となる。

8. 『消費者権益保護法』

審議機関：全国人民代表大会常務委員会

公布日：2013年10月25日（施行日：2014年3月15日）

内容 URL：

http://www.gov.cn/flfg/2013-10/25/content_2516547.htm

全面分析

1993年に公布した「消費者権益保護法」に対する2回目の改定で、改定となった内容が非常に多い。消費者の権益と事業者の義務を大幅に増やしたのと同時に、通信販売を行う際の義務や、CM演出者に関わる個人義務など、近年來、問題が多発するであろう分野に対する規定も新たに設けられた。本法は、製品品質法とともに中国のPL法体系を構成したため、日系企業として深く注意する必要がある。

要点1：通信販売を利用する際の消費者の権益の拡大

品質上の要求に合致しない商品又はサービスの7日以内の返品（本改正法第24条）、事業者がインターネット、テレビ、電話、郵便等の方式を採用して商品を販売した場合の、理由なしでの7日以内の返品（本改正法第25条）等を定めた。

要点2：事業者義務の拡大

欠陥商品のリコール等の措置の実施の明確化、虚偽又は誤解を招く宣伝の禁止、約款を使用する場合の消費者と重大な利害関係を有する内容の注意喚起及び説明義務の設置並びに約款等を利用した消費者の権利の排除等の禁止、個人情報取得及び管理の厳格化等一連の義務を新たに負荷した。

要点 3：懲罰的損害賠償制度および行政処罰の強化

(1)一般的な詐欺行為について

事業者が商品またはサービスを提供するにあたり詐欺行為を行った場合、消費者の要求に従って、その受けた損害を増額して賠償しなければならず、増額後の賠償額は、消費者が購入する商品の代金または受けるサービスの費用の 3 倍（増額後の賠償額が 500 元に満たない場合、500 元）とされる。

(2)欠陥商品を提供し、重大な人的損害を与えた重大な詐欺行為について

事業者が商品又はサービスに欠陥が存在することを明らかに知りながらそれを消費者に提供し、消費者又はその他の被害者が死亡し又は健康上、重大な損害を受けた場合、被害者は受けた損害の 2 倍以下の懲罰的賠償を請求する権利を有する

(3)行政処罰の強化

本改正法で列挙する違法行為について、違法所得がある場合の過料金額を違法所得の同額以上 5 倍以下から、違法所得の同額以上 10 倍以下に、違法所得がない場合の過料を 1 万元以下から 50 万元以下に引き上げられた。

要点 4：メディアや広告代理店に対する賠償義務の強化

広告経営者、発布者(広告媒体)が消費者の生命、健康に関わる商品またはサービスの虚偽広告を設計し、製作し、発布し、消費者に損害をもたらした場合、当該商品またはサービスの提供者と連帯責任を負うとされた。そして、社会团体その他組織及び個人が、消費者の生命健康に関係する商品又はサービスの虚偽広告その他の虚偽宣伝を行い、消費者に対し商品又はサービスを推薦して消費者に損害をもたらした場合には、当該商品又はサービスを提供する経営者と連帯責任を負うという規定も新たに設けられた。

9. 『環境保護法』

審議機関：全国人民代表大会常務委員会

公布日：2014年4月24日（施行日：2014年3月15日）

内容 URL：

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-04/25/content_1861279.htm

全面分析

中国では、経済の発展に伴う環境面の汚染が深刻で、国民による関心も非常に高い。環境保護法は4回の審議を経て、公布後の25年間以来はじめての改定が行われた。条文数もこれまでの47条文から70条文に増加した。改定後の法案では、政府による監督の強化、汚染物の総量規制、企業側の責任強化、環境面の情報公開制度の確立など新しい規定が多数設けられた。大気汚染対策としての生産停止・減産要求条項についても新設され、企業として注意する必要がある。

要点1：環境保護責任制度の制定

汚染物を排出する企業の事業部門は、環境保護責任制度を確立し、組織責任者と関連要員の責任を明確にしなければならないと定められた。責任の明確化は、後述の責任者の拘置にも関連する。

要点2：企業による情報公開制度

汚染物排出重点監督先として指定された企業は、その主な汚染物の名称、排出方式、排出された濃度と総量、排出標準超過状況、汚染防止施設の建設及び運転状況の事実を社会に公開し、社会の監督を受けなければならない。汚染物排出重点監督先企業が環境情報を公開せず、又はありのままに公開しない場合には、県級以上の地方人民政府の環境保護主管部門が公開するよう命じ、罰金を科し、かつ、公告をする。

要点 3：違法者の公表制度

企業及びその他の生産事業者が違法行為を有した場合、環境保護を管轄する当局が環境違法情報を社会信用記録に記入し、社会に対し遅滞なく違法者リストを公表する。

要点 4：罰金の加重

企業及びその他の生産事業者が汚染物排出に違反し、罰金処罰を課せられ、是正を命じられたものの、それを拒否した場合、法により処罰決定をした行政機関は、是正命令を行った日の翌日から、原処罰金額に従い 1 日単位で連続して処罰することができるとされた。なお、罰金金額について日増し方式を採用したのは、今回が初めてである。

また、「都市鎮排水及び汚水処理条例」等において、違法汚水排出行為について上限付きの罰金額が規定されたが、本法は「前項規定の罰金処罰は、関連する法律法規に照らし合わせ、汚染防止施設の運営コスト、違法行為の招いた直接的損失又は違法所得等の要素により確定した規定に基づき実施する」と規定した。これまでの低額かつ上限付きという罰金制度を日増し方式、上限なしに見直すことを明らかにした。

さらに、地方政府に対して、地方性法規において、環境保護の実際の必要に応じて、日増し処罰方式が採用される違法行為の種類を増やすことも認めた。

要点 5：責任者の拘置

企業及びその他の生産事業者が、次に挙げた違法行為を有し、かつ当該行為が刑事犯罪行為に至らない場合、管轄の環境保護当局が、関連法規に基づき処罰するほか、案件を公安機関に引渡し、その直接の主管者やその他の直接責任者に対して 10 日以上 15 日以下（情状が深刻でない場合には 5 日以上 10 日以下）の拘置を行政罰として与えることができるとされた。

- (1)建設プロジェクトにつき法どおりに環境アセスメントを実施せず、建設の停止を命じられたにもかかわらず執行を拒絶した場合

- (2) 法律規定に違反し、汚染物排出許可証を取得せずに汚染物を排出し、汚染物排出の停止を命じられたにもかかわらず執行を拒絶した場合
- (3) 地下管、浸透井戸、浸透坑若しくは灌注、モニタリングデータの改竄または偽造、若しくは汚染防止処理施設を正しく運行させない等、監督管理を回避する方式を通して、汚染物を違法に排出した場合
- (4) 国が明文により生産及び使用を禁止する農薬を生産し、又は使用し、是正を命じられたにもかかわらず是正を拒絶した場合

10. 『中華人民共和国安全生産法』

審議機関：全国人民代表大会常務委員会

公布日：2014年8月31日

内容 URL：

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-09/01/content_1877054.htm

全面分析

改正法は、安全生産の強化を図り、その改正項目は52項目であった。安全生産管理機構設置基準の修正や安全生産管理制度の制定プロセス、当局取り締まり権限の強化など、多数の修正・改定が行われ、前述環境面への対応とともに、安全生産面への対応強化も求められる。

要点1:安全生産に関する規則制度制定時の労働組合への意見聴取義務の新設

生産経営単位が安全生産に関する規則制度を制定又は修正する場合には、労働組合の意見を聴取しなければならないとされた。

要点2:安全生産管理機構の設置基準又は専任安全生産管理人員の配備基準の変更

新法では、鉱山、金属精錬、建築施工、道路運輸会社及び危険物品の生産、経営、貯蔵単位又はこれらの業種以外の生産経営単位で従業員が100名を超

える組織について、安全生産管理機構を置き、又は専任の安全生産管理人員を配備しなければならないと定めた。これまで、金属精錬や道路運輸に従事する会社に対して、安全生産管理機構の設置または専任安全生産管理人員の配備について要求しなかったが、今般の法改正をもって、従業員数を問わず、一律に安全生産管理機構を設置したり、専任安全生産管理人員を配備したりしなくてはならなくなった。また、これまで従業員数が 300 人を組織であれば、安全生産管理機構を置き、又は専任の安全生産管理人員を配備しなければならないと定められたが、今回の法改正によって、100 人まで引き下げられた。

要点 3：取り締まり措置の強化

改正前の法案では、「安全生産監督管理職責を負う部門は、法により生産経営単位が安全生産に関する法律、法規及び国家標準又は業種標準を執行する状況について監督検査をする場合安全生産保障の国家標準又は業種標準に適合しないと認める根拠のある施設、設備又は機材について封印し、又は差し押さえるものとし、かつ、15 日以内に法により処理決定をしなければならない」と定められた。一方、改正後の法案では、15 日という期限が削除され、施設、設備または機材の差し押さえ期間の長期化が懸念される。

要点 4：罰則の強化

安全生産事故が発生した場合の会社および責任者への罰則が強化された。

安全生産事故発生後の責任		会社に対する罰金		主要責任者に対する罰金	
		旧法	新法	『生産安全事故報告及び調査・処理条例』 罰金処理暫定施行規定』	新法
一般事故	3人未満の死亡、10人未満の重傷又は1000万円未満の直接経済損害をもたらす事故	10万元以上20万元以下(経済的損失のみが発生した場合には、損失額300万元以上が条件)	20万元以上50万元以下	前年度年収の30%	同左
比較的大きい事故	3人以上10人未満の死亡、10人以上50人未満の重傷又は1000万元以上5000万円未満の直接経済損害をもたらす事故	(3名以上6名以下の死亡、又は10名以上30名以下の重傷、又は1,000万元以上3,000万円以下の直接的な経済的損失をもたらした場合)20万元以上30万元以下 (6名以上10名以下の死亡、又は30名以上50名以下の重傷、又は3,000万元以上5,000万円以下の直接的な経済的損失をもたらした場合)30万元以上50万元以下	50万元以上100万元以下	前年度年収の40%	同左
重大な事故	10人以上30人未満の死亡、50人以上100人未満の重傷又は5000万元以上1億円未満の直接経済損害をもたらす事故	(10名以上15名以下の死亡、50名以上70名以下の重傷、又は5,000万元以上7,000万円以下の直接的な経済的損失をもたらした場合)50万元以上100万元以下 (15名以上30名以下の死亡、70名以上100名以下の重傷、又は7,000万元以上1億円以下の直接経済損害をもたらした場合)100万元以上200万元以下	100万元以上500万元以下	前年度年収の60%	同左
特別重大な事故	30人以上の死亡、100人以上の重傷又は1億円以上の直接経済損害をもたらす事故	200万元以上500万元以下	500万元以上1000万元以下。 情状が特に深刻であるとき、 1000万元以上2000万元以下。	前年度年収の80%	同左
生産安全事故が発生したときに、直ちに緊急救助を組織しない場合	-	-	-	前年度年収の80%	前年度年収の60%以上100%以下
事故調査処理機関において無断で職務を離脱し、	-	-	-	前年度年収の60%以上80%以下	前年度年収の60%以上100%以下
事故発生後、逃走して行方をくらました場合	(1) 事故緊急救助を遅延させていない場合:100万元以上200万元以下の罰金	-	-	前年度年収の100%	-
生産安全事故について隠蔽して報告しない場合	(2) 事故緊急救助を遅延させ、事故の拡大をもたらしたか、事故調査に影響を及ぼした場合:200万元以上300万元以下の罰金	-	-	前年度年収の60%以上80%以下	前年度年収の60%以上100%以下、15日以下の行政拘留
生産安全事故について虚偽報告した場合	(3) 事故緊急救助を遅延させ、事故の拡大をもたらしたか、事故調査に影響を及ぼし、その手段が悪質であり、事案が重大である場合:300万元以上500万元以下の罰金	-	-	前年度年収の60%以上80%以下	前年度年収の60%以上100%以下
生産安全事故について報告を遅らせた場合	-	-	-	前年度年収の40%以上60%以下	前年度年収の60%以上100%以下

11. 『中華人民共和国商標法』

審議機関：全国人民代表大会常務委員会

施行日：2014年5月1日

内容 URL：

<http://npc.people.com.cn/n/2013/0831/c14576-22760328.html>

全面分析

2013年8月に、「中華人民共和国商標法改正についての決定」が全国人民代表大会常務委員会による審議を通過し、第三次改正商標法が公布された。第二次商標法改正(2001年)から10年以上も立った。

改正後の新商標法は、条文数は64条から73条に増加し、内容面では著名商標制度の整備、商標登録に関わる審査期限の新設、商標異議申し立て制度の整備、商標権侵害への救済制度の整備等複数の修正が行われた。

要点 1：商標審査期間の明確化

改正前の商標法には商標審査期間に関わる規定はなく、商標登録まで長く時間がかかるという批判が強かった。当該問題について改正案では初めて、商標審査及び商標案件の審理期限が明確に規定され、かつ部分案件において案件審理を中止する規定も設けた。

No.	手続内容	審査主体	最長期間	条件を満たした場合の最大延長可能期間
①	商標登録の審査期間	商標局	9ヶ月	-
②	出願拒絶への再審査の期間	商標評審委員会	9ヶ月	3ヶ月
③	商標異議申立てへの審査期間	商標局	12ヶ月	6ヶ月
④	商標異議申立てへの再審査の期間	商標評審委員会	12ヶ月	6ヶ月
⑤	無効審判(絶対的無効理由)の審査期間	商標評審委員会	9ヶ月	3ヶ月
⑥	無効審判(相対的無効理由)の審査期間	商標評審委員会	12ヶ月	6ヶ月
⑦	無効審判への再審査の期間	商標評審委員会	9ヶ月	3ヶ月
⑧	登録商標取消の審査期間	商標局	9ヶ月	3ヶ月
⑨	登録商標取消への再審査の期間	商標評審委員会	9ヶ月	3ヶ月

要点 2：著名商標の位置づけ、役割、認定手順の明確化

法律上において、著名商標（中国語では「馳名商標」と呼ぶ）制度を導入したのは、中国エリアにおいて登記出願はしていないが、消費者や市場における知名度の高い商標に対して、法的保護を与え、第三者による商標の模倣偽造を排除する制度である。一方、これまで、著名商標を企業の名誉称号として利用されているケースがよく見受けられる。昨今、一部の地方政府が、著名商標との認定を受けた企業に対して奨励金を出したり、著名商標の獲得活動に金銭面の支援を行う事情さえあった。このような状況を改めるために、新商標法は、著名商標の認定ができる前提を次に挙げるに三つの事由に限定した。

(1)商標の登録審査及び工商行政管理部门による商標に係る違法事件の調査処理の過程において、商標局が審査及び事件処理の必要に基づき、認定する。

(2)商標に係る紛争の処理の過程において、商標評価審査委員会が事件処理

の必要に基づき、認定する。

- (3)商標に係る民事又は行政事件の審理の過程において、最高人民法院の指定する人民法院が事件審理の必要に基づき、認定する。

要点 3：商標登録異議制度の整備

これまで、商標出願活動において、第三者による悪意の妨害行為が発生している。つまり、商標公告期間中に第三者から異議申立てられた場合、仮に当該異議申立てに正当な理由がなく、商標局に却下されたとしても、第三者が商標評審委員会に不服申し立てができる。そして、不服申し立てが却下されても、第三者が行政訴訟を提起することができ、2 審終審まで案件が続く可能性がある。旧商標法によれば、これらを最後までクリアしないと商標登録が認められず、その期間中に侵害行為があっても商標出願者の権利が法律に守られない状況であった。このような状況を改善するため、新商標法では、商標局への異議申し立てにおいて、異議の理由が成立しないと認定された時点、直ちに商標登録を受けることができるようになった。その後、仮に商標評審委員会に不服申し立てや、裁判所に対する行政訴訟の提起を通して、商標登録すべきではないとの結果になった場合、依然として当該商標が取り上げられる可能性があるものの、当該期間中において、商標保有者の権利が守られる故、商標登録の不正な阻止活動を減らすことに有利と思われる。

以上